

第733回:緩和か破綻か?ゼロコロナ

11月に入り、中国全土で澎湃と沸き起こった「ゼロコロナ反対」の收拾を巡り、大きく揺れ動いてきた中国政府だが、12月7日になって新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を封印するための厳しい「ゼロコロナ政策」の大幅緩和が発表された。緩和とは、聞こえはいいが、共同通信(13日)は、「12月12日までに、ゼロコロナ政策は事実上崩壊した」と報道している。そのとおりだと筆者も思う。

これまで COVID-19 感染者と濃厚接触者は、発見され次第、直ちに国の施設に強制拉致されてきたが、今後は無症状や軽症の感染者は自宅隔離が可能となった。また検査結果は自己申告すれば「それで OK」となり、(病院と学校を除く)大半の公共施設では、PCR 検査の陰性結果を示す義務もなくなった。

だが、これで喜んではならない。最近本土で「知識不尠、智商不尠(勉強不足で、IQ が低い)」という言葉が流行っていると聞き「中国人の批判精神は辛辣なものだ」と感歎これを久しゅうしたが、このたび中国当局が決断した「ゼロコロナ緩和」政策は、正に「知識不尠、智商不尠」に相当する事例といえよう。

中国共産党の機関紙・人民日報は、最良の時期にコロナ対策を緩和したと主張し「党の防疫政策は正しく科学的だ」と強調し、ゼロコロナ政策が失敗したと受け止められないよう正当化に躍起となり、当局も盛んに「コロナ弱毒化」を PR しているが、中国人の「智商」は極めて高く、そんな言辞に騙されはしない。

結論から云えば、これは朗報ではなく凶報だ。理由は簡単で、政策を転換したのではなく、政策そのものが崩壊したのだから。まるで水滸の冒頭、『張天師祈禳瘟疫、洪太尉誤走妖魔』のような雰圍気だ。

COVID-19 の完全な封じ込めを目標としたゼロコロナ政策。中国の当時の政策には、一理か二理くらいはあったのかもしれないが、中国当局は「コロナの変異」を見落としていた。中国は「(武漢市から蔓延した)初期のコロナ対策(ゼロコロナ政策)に大成功を収め、それを習近平総書記(兼国家主席)の個人的手柄にしてしまったことから、今更「あれは大失敗でした」などと云って、軌道修正ができなくなっていた。

習主席は毛沢東が 50 年代に発動したハエ、ネズミ、蚊、スズメを対象とする「四害駆逐運動」と同じ発想で、「ゼロコロナ」キャンペーンを墨守・強行し、それが市民たちの日常生活や生産活動等を妨害する結果となり、市民の叛乱が全国各地で惹起する非常事態となった、これが 11 月のことであった。

そして、ゼロコロナ政策反対の抗議デモが北京、上海、広州、武漢など全国各地に蔓延し、単なる「ロックダウン反対」から、「独裁反対」、「習政権批判」などと急激に先鋭化したことに、習近平指導部は震え上がり、「ゼロコロナ政策墨守」では政権が維持できないと判断し、ある日突然「政策転換」を公表した次第。

要は徹底した検査と、隔離、拉致、封鎖で 14 億の民草を拘束する共産党の手法は限界に達し、荒唐無稽、世界で類を見ない奇態な「規制」が、ある日突如、空中分解してしまった。理想はよしとしても、所詮は文化大革命に似た壮大なる実験に過ぎず、大失敗に終わる結果となった。そして、3 年間抑圧されてきた人々が、これから本土で一斉に動き出すのは確実だから、感染者増加と医療崩壊の恐れがある。

国家衛生健康委員会のホームページに、「疫情通報」として、本土における COVID-19 の新規感染者数が毎日、地域別に発表されている。http://www.nhc.gov.cn/xcs/yqfkd/gzbd_index.shtml

本土の 1 日当たり新規感染者数のピークは 11 月 27 日(日)の 4.0 万人だった。それがゼロコロナを緩和した途端、12 月 4 日(次の日曜日)には 2.9 万人、更に(翌週の日曜日)12 月 11 日には 8,600 人と激減して

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

いるのがチャイナマジックの不思議な世界だ。

ゼロコロナ政策が緩和されたら、新規感染者が増えるのが世界の常識で、減るなんてあり得ないのだが。だがトリックは簡単、中国ではこれまで全国津々浦々、毎日繰り返し行われてきたPCR検査・これが12月に入り、「もう検査しなくても良い」と上層部が指示するようになったから、感染者が激減したのだ。

だが、現実には真逆。首都北京では11月に入り、徐々に規制緩和が進む中、眼に見えて感染が拡大しており、街中を駆け回るパトカーのサイレン音から、その深刻さが容易に想像できると云う。

しかし統計上の北京は安泰だ。中国大本営発表では、11月30日に5,043人だった北京市の1日当たり新規感染者が12月12日には476人にまで激減している。当局は検査キットなどで陽性となっても、「報告に及ばず」と市民に通知しており、要は実態を反映していないのだ。現地メディアによると北京ではここ数日、救急車の出動要請が普段の6倍に急増、市中心部の病院の発熱外来には12日も行列ができたという。

不思議な現象ではある。「ゼロコロナ」から「ウイズコロナ」への急転換は良いが、国民への合理的な説明が欠如したまま唐突な政策転換を強行するものだから、混乱と不信が新たな混乱を生み、本土では(統計上は新規感染者が減っているように見えるが)実は感染者が急増している。

12月13日の時事速報によると、都市部では感染を恐れて、地下鉄利用客が急減する現象も起きており、ソーシャルメディアは主要28都市の先週(4~10日)の地下鉄利用動向を基に、各都市の感染への「不安度」をランキング形式でまとめた。

蘭州(甘肅省)の地下鉄利用状況が最も低く(不安度が高い)年明け以降の1日平均の利用者数の8.08%に止まった。次いで首都圏の石家荘(河北省)が34.76%、北京51.91%。4位以下は重慶、ハルビン(黒龍江省)、長春(吉林省)、鄭州(河南省)、武漢(湖北省)、広州(広東省)、昆明(雲南省)の順。上海は156%で、主要都市の中で感染への「不安度」が最も低かったというが、安心できない。上海は1カ月以内に流行のピークを迎えるとの観測もあり、医療逼迫が懸念されている。

中国政府は近々「ウイズコロナ」への転換や不動産市況の改善策を打ち出し、2023年は景気や金融市場に配慮した政策を展開すると期待しているのだが、「ゼロコロナ」の緩和はともかく丸投げは感心しない。

さて、来年初の相場に影響を及ぼしかねないCOVID-19絡みの「注意事項」が2つある。要は、中国で生産活動を阻害するコロナパニックが発生するか、水際で食い止められるかを判断するシグナルだ。

一つ目は、23年1月22日より始まる春節に絡む“民族大移動”即ち、「春運・帰省ラッシュ」の臨時ダイヤに変更ありや否や。もう一つは、3月初旬に開催され、新首相や新全人代委員長などを決める政治イベント「全国人民代表大会(=国会)」の開催が遅延するや否や。(了)

文中の見解は全て筆者の個人的意見である。

2022年(令和4年)12月14日

筆者プロフィール

杉野光男

東洋証券株式会社 主席エコノミスト

一橋大学商学部卒、三菱信託銀行(現三菱UFJ信託銀行)入社、上海華東師範大学へ留学

同行北京駐在員、上海駐在員事務所長、理事中国担当部長を経て、2007年より現職

著書 日本の常識は中国の非常識(時事通信社)、中国ビジネス笑劇場(光文社)等

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。

2/3



東洋証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第121号

日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会 加入
本社所在地 〒104-8678 東京都中央区八丁堀 4-7-1 TEL03-5117-1040

ご投資にあたっての注意事項

外国証券等について

・外国証券等は、日本国内の取引所に上場されている銘柄や日本国内で募集または売出しがあった銘柄等の場合を除き、日本国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われておりません。

手数料等およびリスクについて

①国内株式等の手数料等およびリスクについて

・国内株式等の売買取引には、約定代金に対して最大 1.2650% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 1.2650% (税込み) に相当する額が 3,300 円 (税込み) に満たない場合は 3,300 円 (税込み)、売却約定代金が 3,300 円未満の場合は別途、当社が定めた方法により算出した金額をお支払いいただきます。国内株式等を募集、売出し等により取得いただく場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。国内株式等は、株価の変動により、元本の損失が生じるおそれがあります。

②外国株式等の手数料等およびリスクについて

・委託取引については、売買金額 (現地における約定代金に現地委託手数料と税金等を買いの場合には加え、売りの場合には差し引いた額) に対して最大 1.1000% (税込み) の国内取次ぎ手数料をいただきます。外国の金融商品市場等における現地手数料や税金等は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・国内店頭取引については、お客さまに提示する売り・買い店頭取引価格は、直近の外国金融商品市場等における取引価格等を基準に合理的かつ適正な方法で基準価格を算出し、基準価格と売り・買い店頭取引価格との差がそれぞれ原則として 2.50% となるように設定したものです。

・外国株式等は、株価の変動および為替相場の変動等により、元本の損失が生じるおそれがあります。

③債券の手数料等およびリスクについて

・非上場債券を募集・売出し等により取得いただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、元本の損失を生じるおそれがあります。外国債券は、金利水準の変動等により価格が上下するほか、カントリーリスクおよび為替相場の変動等により元本の損失が生じるおそれがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により元本の損失を生じるおそれがあります。

④投資信託の手数料等およびリスクについて

・投資信託のお取引にあたっては、申込 (一部の投資信託は換金) 手数料をいただきます。投資信託の保有期間中に間接的に信託報酬をご負担いただきます。また、換金時に信託財産留保金を直接ご負担いただく場合があります。投資信託は、個別の投資信託ごとに、ご負担いただく手数料等の費用やリスクの内容や性質が異なるため、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

・投資信託は、主に国内外の株式や公社債等の値動きのある証券を投資対象とするため、当該金融商品市場における取引価格の変動や為替の変動等により基準価額が変動し、元本の損失が生じるおそれがあります。

⑤株価指数先物・株価指数オプション取引の手数料等およびリスクについて

・株価指数先物取引には、約定代金に対し最大 0.0880% (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数オプション取引には、約定代金、または権利行使で発生する金額に対し最大 4.400% (税込み) の手数料をいただきます。約定代金の 4.400% (税込み) に相当する額が 2,750 円 (税込み) に満たない場合は 2,750 円 (税込み) の手数料をいただきます。また、所定の委託証拠金が必要となります。

・株価指数先物・株価指数オプション取引は、対象とする株価指数の変動により、委託証拠金の額を上回る損失が生じるおそれがあります。

ご投資にあたっての留意点

取引や商品ごとに手数料等およびリスクが異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書、等をご覧ください。

最終ページに重要なお知らせ「注意事項」がありますので必ずお読みください。